

上尾市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき、令和7年1月20日に提出された上尾市職員措置請求書について、同条第5項の規定により、監査を実施したので、その結果を別紙のとおり公表する。

令和7年3月21日

上尾市監査委員	米	山	睦
上尾市監査委員	代	田	龍
上尾市監査委員	小	林	淳

住民監査請求に係る監査結果

第1 請求の受理

1 請求人

(省 略)

2 請求書の提出日

令和7年1月20日

3 請求の内容(請求人から提出のあった「上尾市職員措置請求書」の原文に沿って記載)

請求の要旨

- 1 上尾市選挙管理委員会(事務局)が、(令和6年)2024年1月18日に、令和5年12月3日執行上尾市議会議員一般選挙の選挙公報の刷り直しとして923,076円を業者(業者名を当方は把握しておらず)に振り込んでいる。
- 2 当該刷り直しが発生した原因は、「掲載文には、写真欄に掲載する候補者以外の写真は使用できない」が、「選挙公報の原稿を確認した際に、写真欄以外にも候補者の写真が掲載されていたことを見落とししたこと」(当時の選挙管理委員会HPに掲載された文面)による。より詳しい経緯は、当該事務局より議会事務局に提出された資料「上尾市議会議員候補者選挙公報の確認ミス及び配布遅延について」に記載がある。具体的には「複数の職員で選挙公報の原稿を確認」したが見落としとされる。この見落としが生じたことは不当であると主張する。
- 3 具体的には以下のプロセスに不当性がないか監査委員に確認をして頂きたいと考えている。「複数職員で確認」とあるが、その過程に過失等があれば不当であると言えるからである。例えば以下のように分類して考える。
 - (1) 1次チェック、2次チェック等が明文化された制度として存在していた場合以下のプロセスに過失があるか。
 - ア. 「チェックリスト」とは1次チェック者のみが使用するのか、2次チェック者も利用するのか、または2次チェック者のみが利用するのか。
 - イ. 1次チェック者がチェックリストを使って見落とししたのか、使わずに見落とししたのか。
 - ウ. 1次チェック者がチェックリストを使わずに見落としした場合、チェックリストを使っていないのは当該候補者だけなのか、他の候補者に対するチェックでも使っていないのか。
 - エ. 1次チェック者が見落とししたことに過失はないのか。
 - オ. 2次チェック者が見落とししたことに過失(監督過失)がないのか。
 - カ. 2次チェック者が見落とししたことに過失はなくとも、既にある制度自体に問題はなかったのか(既にある制度の不備の問題)。
 - (2) 1次チェック、2次チェック等が明文化された制度として存在していない場合
 - ア. これまで何十年と選挙が実施され今にいたるが、今回に至るまでそのよう

な制度を作らなかったことに過失（管理過失）はないのか。

イ. 明文化されていないだけで事実上の2次チェック体制等がとられていた場合、その運用において過失（監督過失等）がないのか。

4 再度の振込により、市に923,076円の損害が生じている。

5 この損害が大きいか小さいかはわからないが、例えば上尾市ではネーミングライツとして以下のような収益を挙げている。

正式名称	愛称	ネーミングライツ パートナー	期間	年額 (年額)
上尾市民球場	UDトラックス上尾 スタジアム	UDトラックス株 式会社	令和7年4月1日 から令和10年3月 31日	300万円
上尾市コミュニ ティセンター	三井金属あげおコミ ュニティセンター	三井金属鉱業株式 会社	令和6年4月1日 から令和10年3月 31日	50万円
上尾市文化セン ター	あげお富士住建ホー ル	株式会社富士住建	令和6年4月1日 から令和8年3月 31日	110万円
上尾市平塚サッ カー場	ライフコミュニケー ション上尾サッカー グラウンド	株式会社ライフコ ミュニケーション	令和6年4月1日 から令和10年3月 31日	30万円
上尾市自然学習 館	本館工業 (motodate) あげお自然学習館	株式会社本館工業	令和7年4月1日 から令和8年3月 31日	10万円
上尾丸山公園小 動物コーナー	Haseden あげおまん まる Zoo	有限会社長谷川電 機商会	令和7年4月1日 から令和8年3月 31日	10万円

また期日前投票所の設置が難しい理由つけの1つとして人員確保を挙げており、人員確保にかかる費用は以下のようになっている。

	令和元年（平成31年）請願第34号「上尾駅期日前投票所の新規設置に関する請願」	「請願第29号 期日前投票所を市内の東西南北にバランスよく設置することに関する請願」（令和5年12月定例会可決）に対する回答
発言、 回答	アリオ上尾でのコストの例として、「施設としてネットワークのシステム設定等、当初約100万円ほど」、「人力的、人件費等につきましては、予算ベースですが、前回参議院通常選挙の際、約180万円ほどかかる試算」（令和元年9月5日総務常任委員会審査報告）（選挙管理委員会事務局次長）	「人員確保を始め様々な課題がございます」（上広第568号/令和6年3月議会報告）（市長）

上記記載からすると、上尾市は10万円単位での収益化にも熱心で、約92万円の損害が大きいのではと考えている。

- 6 監査結果として当該いち職員の氏名等を公表すること自体は求めてはいないし、些細な過失により市職員を今後萎縮させることも本意ではない。しかしながら本件刷り直しのどの過程に問題があったか特定することを監査委員にして頂きたいと考えている。例えば①1次チェック者に過失があるか②2次チェック者に過失があるか③制度があればその運用の仕方に過失があるか④制度がなければ、これまで何十年と実施された選挙にて防止措置を設計してないことに過失があるか⑤①から④に過失があったとして、それが住民監査上の不当と言えるか、という具合に細かな段階に分けて調査してほしい。そうすることで当該委員会はもちろんのこと、他部署も自分の行為を振り返るきっかけになり今後生きるを考えるからである。
- 7 したがって、過失の内容に応じて、例えば(1)当時の委員長、局長、次長に対して、上記損害の内、責任に応じたしかるべき損害額の支払をする(2)将来も定期的選挙は繰り返されるので、同様の損害が生じないように是正する措置をする等、監査事務局が妥当と思う措置を、選挙管理委員会に請求する。

4 事実証明書

- ・会議結果(令和5年12月定例会前 全議員説明会)
- ・上尾市議会議員候補者選挙公報の確認ミス及び配布遅延について(全議員説明会資料)
- ・選挙公報原稿

5 要件審査

本件請求は、地方自治法第242条に規定する要件を具備しているものと認め、令和7年1月20日付けでこれを受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

本件請求は、令和5年12月3日執行上尾市議会議員一般選挙(以下「市議会議員選挙」という。)における選挙管理委員会事務局職員による選挙公報の原稿の確認ミスが不当であることから、それによって生じた選挙公報の再印刷費用の支出は不当な公金の支出であるとし、当時の選挙管理委員会委員長、事務局長及び次長に対し、当該損害額のうち責任に応じたしかるべき額を支払うよう、また今後同様の損害が生じないように是正する措置を講じるよう請求人が求めたものであると解した。

したがって、職員の確認ミスにより生じた選挙公報の再印刷費用の支出が不当な公金の支出に該当するかを監査対象事項とした。

2 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第 242 条第 7 項の規定に基づく陳述は、請求人から陳述を行わない旨の回答があったことから、実施しなかった。また、請求人から新たな証拠の提出はなかった。

3 監査対象部局

選挙管理委員会事務局を監査対象とし、関係職員から事情聴取を行った。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

本件請求に係る事実関係について、関係書類の調査及び事情聴取により確認した事項は、次のとおりである。

(1) 選挙公報に係る規定

選挙公報の発行に係る手続きは、上尾市選挙公報発行条例及び上尾市選挙公報発行規程（以下「規程」という。）により定められている。

候補者が選挙公報に氏名、経歴、政見、写真等の掲載を受けようとするときは、規程第 2 条の規定により、選挙公報掲載申請書に選挙公報掲載文原稿用紙に記載した掲載文を添えて選挙管理委員会に提出することになっている。この掲載文は、規程第 4 条第 2 項の規定により、通常使用する漢字、片仮名、平仮名、数字及び外国文字その他の文字並びに記号、符号、線、傍ぽつ圏点等並びに図、イラストレーション及びこれらの類をもって記載するものとし、写真欄に掲載する候補者の写真以外の写真は使用できないとされている。

(2) 選挙公報の原稿の確認

ア チェックリスト

候補者より提出された選挙公報の原稿は、「選挙公報チェックリスト」を使用して内容を確認している。当該チェックリストには 25 項目のチェック事項があり、各チェック事項を確認した際にはチェック欄にレ点を記入するようになっている。確認ミスがあった原稿は、令和 5 年 11 月 15 日に候補者より選挙管理委員会事務局に提出され、当該チェックリストに沿って確認されている。本件請求における確認ミスとは、掲載文の中に規程に違反する写真の掲載があることを見落としたというものであるが、当該チェックリストのチェック事項のうち、「掲載文の中に写真欄に記載する候補者の写真以外の写真が使用されていないか。」という項目については、問題ないとしてチェック欄にレ点が記入されていた。

イ チェック体制

事情聴取によると、選挙公報の原稿の確認は担当職員が二人一組になり一緒に当該チェックリストに沿って行ったとのことである。立候補届出書類等の審査の記録からも、2 名の担当者が原稿を確認したことを見て取ることができた。担当職員の確認終了後は、選挙管理委員会事務局長及び次長も確認をしたとのことである。

ウ 原稿の確認ミス

事情聴取によると、掲載文の中に規程に違反する写真が掲載されていたのを見落と

したのは、該当部分がコラージュのように写真を切り取った形になっていたため、資料やイラストと同じような扱いで見てしまったこと、原稿が黒1色で作成されている中でそれを写真と判断することができなかったことが理由であるとのことである。そのため、候補者が原稿を提出した際の確認の時だけでなく、印刷契約における原稿の校正の段階においても、掲載文の中に規程に違反する写真が掲載されていることに気が付かず、市ホームページ掲載後の確認の時まで疑義が生じることはなかったとのことである。

なお、「選挙公報チェックリスト」のチェック項目にもあるとおり、掲載文に写真欄に掲載する候補者の写真以外の写真を使用することができないことを職員は認識していた。

(3) 財務手続

「上尾市議会議員一般選挙公報印刷製本業務」（以下「当初印刷業務」という。）及び「上尾市議会議員一般選挙公報印刷製本業務（再印刷分）」（以下「再印刷業務」という。）の支出負担行為及び支出命令は、市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則に基づき選挙管理委員会事務局職員により補助執行されたものである。

当初印刷業務と再印刷業務の契約内容及び支出の状況は次のとおりである。

ア 当初印刷業務

契約内容は、候補者より提出された原稿等を基に指定の仕様で選挙公報 108,000 部とその電子データを作成し、令和 5 年 11 月 28 日午後 5 時まで指定の場所に納品するというものであり、契約日は令和 5 年 9 月 20 日である。事情聴取によれば、当該印刷業務の契約は、選挙公報を原稿どおりに作成し納品する契約であり、掲載文が規程に沿った内容になっているかを確認することまでも受注者に求めたものではないとのことである。契約書にもそのような記載は見当たらなかった。

支出状況については、受注者の請求に基づき令和 5 年 12 月 7 日に支出命令票が起票され、12 月 28 日に契約金額を受注者口座に振り込んでいる。

イ 再印刷業務

契約内容は、当初印刷業務と同様に、候補者より提出された原稿等を基に指定の仕様で選挙公報 108,000 部とその電子データを作成し、令和 5 年 11 月 30 日午前 11 時まで指定の場所に納品するというものであり、契約日は令和 5 年 11 月 29 日である。

支出状況については、受注者の請求に基づき令和 6 年 1 月 4 日に支出命令票が起票され、1 月 18 日に契約金額を受注者口座に振り込んでいる。

2 判断

以上の事実関係の確認の結果から、次のとおり判断する。

本件請求において、請求人は、市議会議員選挙における選挙管理委員会事務局職員による選挙公報の原稿の確認ミスが不当であることから、それによって生じた選挙公報の再印刷費用の支出は不当な公金の支出であると主張しているが、これは原稿の確認ミスを不当と主張するものであり、再印刷費用の支出の不当を主張するものではない。

地方自治法第 242 条に規定する住民監査請求は、普通地方公共団体の長等の執行機関

又は職員の違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、その是正・防止を図るため、住民が監査及び必要な措置を講ずべきことを請求するもので、財務会計上の行為自体が違法・不当であることを監査の対象とするものである。

しかしながら、請求人が不当であると主張する選挙公報の原稿の確認は、財務会計上の行為ではない。地方自治法第234条の2第1項の規定する監督・検査は財務会計上の行為とされているが、当該原稿の確認がこれに該当する可能性も考えられたため検討したものの、当初印刷業務の契約内容は事実確認(3)アのとおりであることから、当該契約における監督・検査は、候補者より提出された原稿等を基に選挙公報が作成され必要部数が納品されるよう指導・確認することであり、選挙公報が規程に適合しているかを確認することは含まれないため、当該原稿の確認は同項の規定する監督・検査であるとは言えない。

そして、請求人は、財務会計上の行為ではない選挙公報の原稿の確認に瑕疵があることを主張するにとどまり、再印刷費用の支出という財務会計上の行為に違法性・不当性があることについては示しておらず、本請求書に添付された事実証明書からも財務会計上の行為自体の違法性・不当性の存在は窺えないことから、本件請求が財務会計上の行為について違法・不当とする事実または理由を摘示しているとは認められない。

また、印刷費用の支出について違法性・不当性がないかを検討したところ、事実確認(3)のとおり、当初印刷業務及び再印刷業務の契約及び支出は、市規則に基づき選挙管理委員会事務局職員により行われたものであり、当該支出は、事実確認(3)ア及びイに示す契約内容を受注者が履行したことへの対価を支払ったものであることから、印刷費用の支出自体に違法性・不当性は見当たらない。

加えて、選挙管理委員会による選挙公報の再印刷の決定は、職員による事務のミスは是正するための当然の判断であり、当該決定が「著しく合理性を欠き、そのために予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵があるときでない限り、これを尊重し、その内容に応じた財務会計上の措置を執る義務がある」(最高裁平成17年3月10日判決)ことから、選挙管理委員会事務局職員が当該決定に基づき再印刷費用を支出したことを違法・不当であると評価することはできない。

したがって、請求人が不当と主張する選挙公報の原稿の確認は、地方自治法第242条第1項に規定する違法若しくは不当な財務会計上の行為には該当しないうえ、再印刷費用の支出に関しても違法・不当ではないものと判断する。

3 結論

以上のとおり、請求人が求める措置については理由がないことから、本件請求を棄却する。

4 意見

本件監査の結論としては、以上のとおりであるが、選挙公報の掲載文には、写真欄に掲載する候補者の写真以外の写真を使用することができないことを職員が認識していたにも関わらず、写真を写真と判断することができず、規程違反の掲載があることに気が付くことができなかったことは遺憾である。候補者から原稿が提出された際の確認以降も、印刷契約における原稿校正の時や、完成した選挙公報をホームページに公開する

に当たっての手続きの時など、原稿を見る機会は何度もあったはずである。それにもかかわらず、ホームページ公開後まで掲載文の中の写真に疑義が生じなかったのは、掲載してはならないものに対する職員の注意が不足していたと言わざるを得ない。

については、チェックリストや確認体制を見直すなど、再発防止策を講じるよう望むものである。